



発行所
一般社団法人
横浜南青色申告会
〒232-0017
横浜市南区宿町2-44-6
電話：713-3111(代)
FAX：721-5782
発行人：武田 勝
編集責任者：野村 勇
広報委員長

青色だより

発行月(年6回発行)：1月・4月・6月・8月・10月・12月

お知らせコーナー

納期のお知らせ

- ◎ 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 納期限 4月30日
- ◎ 自動車税の納付 納期限 6月2日
- ◎ 軽自動車税の納付 納期限 6月2日

無料税務相談(予約制)

- 【日 程】 5月12日(月) 6月10日(火)
- 【担 当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士
- 【場 所】 横浜南青色申告会館
- 【時 間】 午後1時より午後4時まで
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

無料法律相談(予約制)

- 【担 当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士
- 【場 所】 沢藤総合法律事務所
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

● 第28回 通常総会のお知らせ ●

- 日程：5月27日(火)
- 開会：16時00分
- 会場：ブリーズベイホテル リゾート&スパ (横浜市中区花咲町1-22-2)

総会は、代議員総会となっております。正会員の方は、総会に出席し意見を述べる事ができます。議決権は代議員となりますのでご了承ください。

● 事務局のお休みのお知らせ ●

4月17日(木)・5月19日(月)
5月27日(火)・6月19日(木)

終日お休みになります

会員の皆様にはご迷惑をおかけする事になりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

● 会費の口座振替のお知らせ ●

5月19日(月)は、会費の口座振替日です。前日までに預金口座へのご入金をよろしくお願いたします。

年額24,000円

● 住所変更手続き等をお願い ●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局(713-3111)へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをしていただかないと、住所変更等を行うことができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

共済事業報告

〔本人死亡〕

◆ 港南支部
相原 豊様

謹んでお悔やみ申し上げます。

令和6年分 決算個別指導会を開催しました

令和7年1月21日から3月17日までの期間、東京地方税理士会横浜南支部の協力を得て、決算個別指導会を横浜南青色申告会館で開催し、多くの会員の皆様にご利用いただきました。開催期間中、ご協力いただきました会員の皆様、東京地方税理士会横浜南支部の皆様へ感謝申し上げます。ありがとうございました。

利用状況(1月21日~3月17日)

来所者数	延べ2,493名
e-Tax利用者数	1,169名

会計ソフト?

記帳?

65万円控除?

横浜南青色申告会にご相談ください。

新規入会者の方も必見! 記帳などのご相談はお早めに!! 予約不要

横浜南青色申告会事務局では、日々、記帳などのご相談を承っております。ご不明な点は早目に解消を!

受付時間：午前9時から11時 午後1時から3時30分 (土日祝日を除く)

※ 混雑した場合途中で受付を締切の場合がございますので、時間に余裕をもってお越しください。

横浜南青色申告会 指導会年間スケジュール

4月	記帳指導期間 ◀記帳方法、会計ソフトの入力方法・入力内容の確認などの指導を行う期間です。▶ 以下に該当する方は必ず9月末までにご相談にお越しください。
5月	○ 新規入会者の方 ○ 今年から会計ソフトを使う方 ○ 記帳方法が分からない方
6月	○ 今年10万円以上の車・パソコン・備品など減価償却資産を購入された方(減価償却の計算をこの期間に済ませてください)
7月	○ 賃貸物件を購入又は建替えや大規模な修繕をされた方(減価償却の計算をこの期間に済ませてください)
8月	○ 本年分が消費税課税事業者の方 ○ インボイスの申請をされた方 ○ その他お分かりにならない事がある方
9月	※ 会計ソフトの入力指導はブルーリターンAのみとなります。他社のソフトはプリントアウトしてご相談ください。
10月	記帳内容確認期間(決算準備指導会) ◀記帳確認や入力確認を行い決算に向けて指導をする期間です。▶
11月	11月末まで開催。お早めにご相談にお越しください。
12月	決算指導期間 ◀決算の仕方等を指導する期間です。▶
1月	記帳でお分かりにならない事を聞いて頂く期間ではありません。記帳などでお分かりにならないことがある方は、9月末までの記帳指導期間内に必ずご相談にお越しください。
2月	
3月	

専従者・従業員がいる方は、源泉税個別指導会(6月~7月10日)、年末調整指導会(12月~1月20日)にお越しください。

5 6月の予定

5月15日(木)	監査会	(青申会10時)
5月19日(月)	三役会 理事会	(青申会13時) (青申会14時)
5月27日(火)	通常総会 (ブリーズベイホテル リゾート&スパ 16時)	
6月19日(木)	三役会 理事会	(青申会13時) (青申会14時)

支部等行事予定表

5月	2日(金) 港南支部 定時総会 (青申会16時)
	7日(木) 金沢支部 定時総会 (龍華寺16時)
	8日(木) 寿支部 定時総会 (青申会16時)
	9日(金) 磯子支部 定時総会 (杉田劇場16時)
	13日(火) 大岡支部 定時総会 (青申会16時)
6月	10日(火) 寿支部 定例役員会 (青申会14時)
	28日(土) 金沢支部 定例役員会 (洲崎町内会館18時)

各支部 定時総会開催のお知らせ

各支部の定時総会が下記の日程で開催されます。詳細につきましては、当会ホームページに掲載しておりますので参加希望の方はご確認ください。

港南支部	5月2日(金)	16時00分より	横浜南青色申告会館
金沢支部	5月7日(木)	16時00分より	龍華寺
寿支部	5月8日(木)	16時00分より	横浜南青色申告会館
磯子支部	5月9日(金)	16時00分より	杉田劇場
大岡支部	5月13日(火)	16時00分より	横浜南青色申告会館



横浜市からのお知らせ

市税の納付方法

インターネット等を利用した納付方法

- 法人市民税 ●事業所税 ●個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）
- 個人市民税・県民税（退職所得）

▶ 地方税共通納税システム

eLTAXを使用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納付することができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入ができます。インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付（事前に登録した金融機関の口座からの引落し）、ATMでの納付に対応しています。

- 個人市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） ●固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 固定資産税（償却資産） ●軽自動車税（種別割）

スマホ決済 クレジット納付※1 ペイジー納付 口座振替※2

※1 税額に応じてシステム利用料がかかります。 ※2 軽自動車税（種別割）は対象外です。

ご利用方法等の詳細は
eLTAXウェブサイトをご覧ください



エルタックス

最新の情報・納付方法の詳細は
横浜市ウェブサイトをご覧ください



横浜市税 納付方法

「ヨコハマ散歩」編著者森篤男によると、この像は高さ一丈二尺（約四メートル）。原型作者は工学士藤田文蔵、铸造者岡崎雪声であつて、銅像は「正四位上左近衛権中将」の正装で、台石は工學博士妻木頼黄の設計、高さ二丈二尺（約七メートル）ある。原型は画家狩野縫之助の描いた肖像をもとにしたといわれている。

※ここでこの銅像の成り立ちとその後の経緯を記す

これは飽くまで私見であるが、明治政府の要職にある人の薩摩・長州が占める割合は他に比べて比較的多かったのではあるまいか？ 長州人にとって、吉田松陰を刑死させた井伊直弼を、横浜開港の恩人として顕彰するなど、到底容赦・容認できない事であつたらう。

歴史雑感④ 世取山 政勝
明治政府から「安政の大獄」の実行者であるが由、神奈川県知事宛に、内々に除幕式中止の訓令が発せられていたそうである。公に中止命令を出すことが出来ない政府の苦悩を垣間見ることが出来る。

プロムナード

この時寄贈された石の水飲施設が現存している。「明治四十二年七月子爵井伊直安寄附」と背面に刻まれてある。昭和十八年金属回収によって、この像は撤去されたが戦後昭和二十九年再建された、と記している。

つづく

街頭広報活動
1月18日（土）、京浜急行井土ヶ谷駅前と弘明寺駅前において街頭広報活動を行いました。午前10時から役員がお揃いの半纏を着用し、それぞれの駅前で青色申告会のパンフレットとポケットティッシュを道行く人に配布しました。なかなか手にしてもらえず、寒空のもと苦戦しましたが、無事に配布を終えることができました。ご協力いただきましたました役員の皆様ありがとうございました。パンフレットを手にとってくれた方が一人でも多く入会してくれることを祈っております。

支部だより
大岡支部

Panasonic Homes

青色申告会 パナソニック ホームズ パナソニック ホームズグループは青色申告会さまと提携しています

個別相談会

無料・完全予約制

新築・建替え リフォーム・修繕 不動産管理・売却

ご好評につき、今年も開催！**ご自宅やご所有不動産など不動産に関するご相談・お困り事**に、豊富な知識でお答えします。

日付	5月13日（火）・6月5日（木）・7月15日（火） 8月7日（木）・9月16日（火）・10月16日（木）	
時間	14時～15時 または 15時～16時	場所
（一社）横浜南青色申告会		

青色申告会事務局に電話

電話番号 **045-713-3111**

パナソニックホームズに電話orWEB予約

電話の場合.. **0120-8746-85**

WEBの場合.. **個別相談会専用予約サイト**

予定納税の納付をお忘れなく

① 概要

予定納税は、その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上となる方について、その方が一時に税金を納付した場合の負担感を緩和することや、国の歳入を平準化する目的から、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付しなければならないとされている制度です。翌年の確定申告において、確定申告書で計算した税額から予定納税額を差し引くことで、税額の過不足分を精算することになります。

② 予定納税基準額の計算方法

予定納税基準額（特別農業所得者以外）は、次の(1)または(2)のようになります。

- (1) 原則として、本年5月15日現在で確定している前年分の申告納税額がそのまま予定納税基準額となります。
- (2) 次のイからハのいずれかに該当する場合。
 - イ 前年分の所得金額のうち、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除きます。）および譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下「除外所得の金額」といいます。）が含まれている場合。
 - ロ 前年分の所得について外国税額控除の適用を受けている場合。
 - ハ 前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けている場合。

左記(2)に該当する場合は、前年分の課税総所得金額および分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額（除外所得の金額がある場合には、除外所得の金額がなかったものとみなして計算した金額とします。また、災害減免法の規定の適用を受けている場合には、その適用がなかったものとして計算した金額とします。）から源泉徴収税額（除外所得の金額に係るものを除きます。）を控除して計算した金額および当該金額の復興特別所得税額の合計額が予定納税基準額となります。

左記(1)または(2)の予定納税基準額が15万円以上になる方は、予定納税が必要になります。予定納税額は、所轄の税務署長からその年の6月15日までに、書面またはe-Taxによる通知で通知されます。

③ 予定納税の納付額及び納付期間

予定納税は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から12月1日までに納めることになっています。（特別農業所得者以外）

④ 予定納税の減額申請

その年の6月30日の現況で所得税及び復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。詳しくは、青色申告会事務局（713-3111）までお問合せください。

！ 確定申告を間違えたとき ！

法定申告期限後に計算違いなど、申告内容の間違いに気が付いた場合は、次の方法で訂正してください。

① 納める税金が多過ぎた場合や 還付される税金が少な過ぎた場合

更正の請求という手続ができる場合があります。この手続は、更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容を検討して、納め過ぎた税金がある等（純損失の金額が増える場合を含みます。）と認められた場合には、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知されます。）をして税金を還付または純損失の金額を増加することになります。よって、所得金額の増減や所得控除の追加があっても、最終的な税額または純損失の金額に異動がない場合は、更正の請求はできません。

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

② 納める税金が少な過ぎた場合や 還付される税金が多過ぎた場合

この場合には、修正申告により誤った内容を訂正します。修正申告をする場合には、次の点に注意してください。

1 誤りを把握した際には、できるだけ早く修正申告をしてください。

税務署からの調査の事前通知の前に自主的に修正申告をした場合であれば、過少申告加算税はかかりません。税務署からの調査の事前通知の後に修正申告（調査による更正を予知する前の修正申告）をした場合には、新たに納める税金のほかに、新たに納める税金に5パーセントの

割合を乗じた過少申告加算税がかかります。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれが多い金額を超えている場合、その超えている部分については10パーセントの割合になります。

また、税務署の調査を受けた後に修正申告（調査による更正を予知した修正申告）をした場合や、税務署から申告納税額の更正を受けた場合には、新たに納める税金のほかに、新たに納める税金に10パーセントの割合を乗じた過少申告加算税がかかります。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれが多い金額を超えている場合、その超えている部分については15パーセントの割合になります。

(注1) 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来するもの（令和5年分以降）について、税務署の調査において、帳簿の提示または提出を求められた際に帳簿の提示等をしなかった場合および帳簿への売上金額の記載等が本来記載等をすべき金額の2分の1未満だった場合は、新たに納める税金に10パーセントの割合を乗じて計算した金額が過少申告加算税に加算されます。また、帳簿への売上金額の記載等が本来記載等をすべき金額の3分の2未満だった場合は、新たに納める税金に5パーセントの割合を乗じて計算した金額が過少申告加算税に加算されます。

(注2) 当初の確定申告が期限後申告の場合は無申告加算税がかかる場合があります。

2 新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。

3 この場合、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。